

令和7年7月22日
港湾局技術企画課

改正港湾法に基づき、和倉港において 国が護岸の一部の改良工事を代行します ～港湾法改正後、国による工事代行の初適用～

令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた和倉温泉に存する和倉港の護岸復旧については、令和6年12月から国が全面着工し、本年3月より護岸撤去・復旧のための仮設道路の整備をはじめ、工事を本格化しているところです。

この度、港湾法の改正により、高度な技術力等を要する改良工事について、港湾管理者の要請に基づく国の代行制度が創設された（同法第52条の2）ことを踏まえ、和倉港の一部の護岸について、七尾市からの要請を受けて国が改良工事を代行します。併せて、国が本工事に必要な港湾管理者の権限を代行します。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 港湾の名称 | 和倉港 |
| 2. 港湾管理者の名称 | 七尾市 |
| 3. 事業費 | 約7.6億円 |
| 4. 工事の内容 | 護岸の改良 |



和倉港 護岸工事箇所

※工事、権限の代行の開始に関する情報については、後日改めてお知らせいたします。

<問合せ先>

代行制度に関すること

港湾局 技術企画課 港湾建設室長 種村、係長 田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 46-502、46-513)、03-5253-8905 (直通)

工事に関すること

北陸地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長 加藤

TEL : 025-370-6612

公共岸壁等の適切な機能確保のための工事代行等 一 港湾管理者の要請に基づく国土交通大臣による工事の代行一

背景・必要性

- 一部の港湾管理者においては、港湾に精通した技術職員の不足に伴う技術力の低下が深刻。
- 加えて、高度経済成長期に集中的に整備された港湾施設の老朽化の進行に伴う更新工事の需要が増加しており、施設の機能確保の実施が困難な状況に陥っている。

改正事項

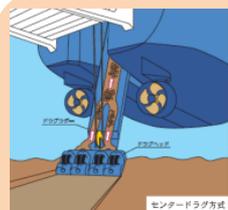
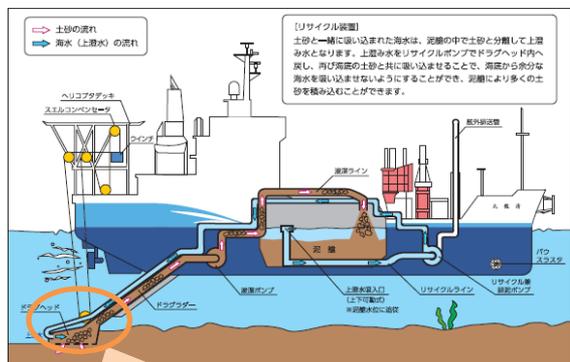
港湾管理者の要請に基づく国土交通大臣による工事代行制度を創設

※あわせて、港湾管理者と協議の上、工事に必要な管理権限を代行する措置を創設。他の直轄工事についても同様に措置。

■ 国土交通大臣による代行が想定される工事

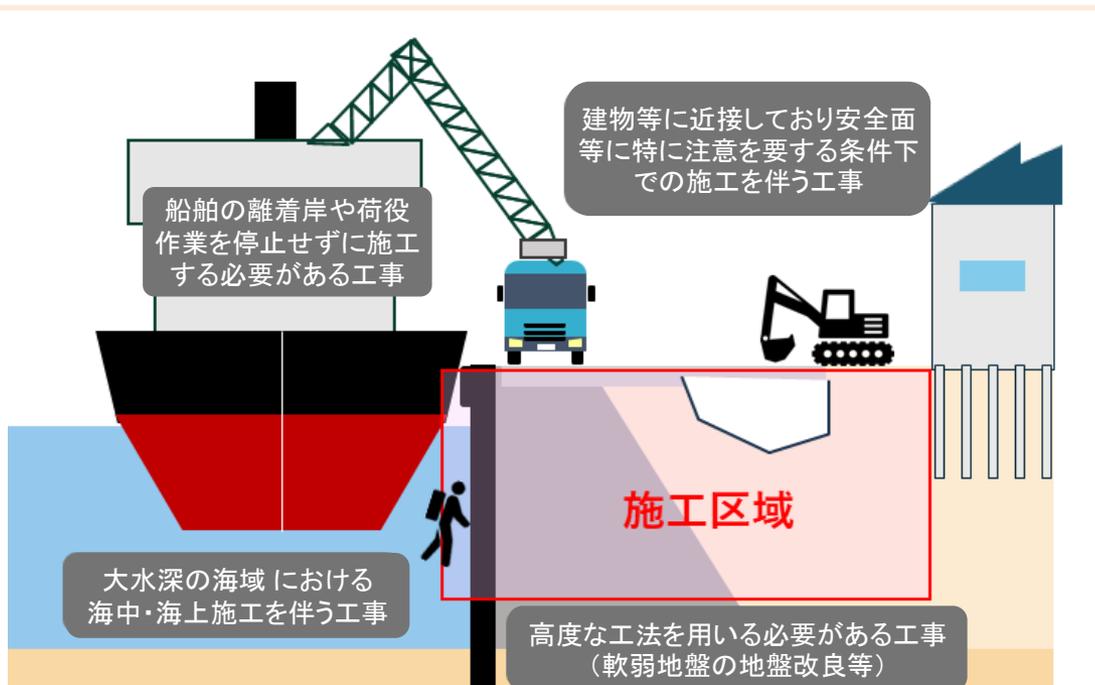
◆ 高度な機械力を要する改良工事の例

○ ドラグサクシオン船による底掘り(海底面の均し)



ドラグヘッド(吸込口)で土砂を吸込む
※ドラグは「引きずる」の意

◆ 高度な技術力を要する改良工事の例



【参考】高度港湾工事の代行 根拠法

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（高度港湾工事の代行）

第五十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設（第一号において「特定係留施設等」という。）の改良に関する工事（次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。）を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 特定係留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。
- 二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。